

関原発 第466号
2020年12月 4日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所第4号機発電用原子炉施設に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2020年7月2日付け関原発第186号で申請しました高浜発電所第4号機発電用原子炉施設に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第4号機

使用前検査申請書番号

関原発第186号(2020年 7月 2日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2020年7月2日付け関原発第186号の申請書記載事項

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 自 2020年 8月 3日 至 2020年12月 場所 高浜発電所 株式会社 GSユアサ 京都本社工場(京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町)
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2020年12月

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、 期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号) 期日 自 2020年 8月 3日 至 未定 場所 高浜発電所 株式会社 GSユアサ 京都本社工場(京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町)
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	未定

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

2020年11月20日に発生した蒸気発生器伝熱管の損傷に伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」の期日及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を未定とする。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2020年7月2日付け関原発第186号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年					
	3月	8月	9月	10月	11月	12月
常設直流電源設備 (3系統目) 設置工事						

▲ 機能・性能検査

— 工事期間

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年					未定
	3月	8月	9月	10月	11月	
常設直流電源設備 (3系統目) 設置工事						
				▲ 使用前検査 (五号)		

▲ 機能・性能検査

— 工事期間